

## 玉村町パートナーシップ届出制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人の多様な生き方、個性、価値観等を互いに認め合い、誰もが希望を持って自分らしく人生を歩んでいくことができる社会の実現に向け、パートナーシップの届出に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性についての指向をいう。）が異性愛のみではない者、性自認（自己の性についての認識をいう。）が戸籍上の性と異なる者、自身の性を認識していない者等をいう。
- (2) パートナーシップ 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2名の者の関係をいう。
- (3) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。

### (届出対象者の要件)

第3条 パートナーシップ関係にある旨の届出をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - ア 玉村町（以下「町」という。）内に住所を有すること。
  - イ 町への転入（新たに町内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を3箇月以内に予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) パートナーシップの届出に係るパートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (5) 届出に係るパートナーと直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

### (届出の方法)

第4条 パートナーシップ関係にある旨の届出をしようとする者（以下「届出者」とい

う。)は、次に掲げる書類を自ら記入し、当該書類を町長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

(1) 玉村町パートナーシップ届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)

(2) 玉村町パートナーシップ届出に関する確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)

2 前項の規定により届出書及び確認書を提出するときは、次に掲げる書類(届出の日前3箇月以内に発行されたものに限る。)を添付するものとする。

(1) 届出者の世帯全員の住民票の写し(個人番号が記載されていないもの)

(2) 届出者に係る独身証明書又は戸籍個人事項証明書その他これに類する書類

3 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類により証明すべき事実を町長が公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、町長が認める場合は、同項に定める書類に類する書類をもってこれに代えることができる。

5 町長は、届出書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード(マイナンバーカード)

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した資格証明書であつて、届出者の顔写真が添付されたもの。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める書類

6 前項において、当該届出書を提出した者がパートナーシップの関係にある者のうちの一方のみであるときは、当該届出を受理した後、遅滞なく、当該パートナーシップの関係にある他方の者に対し、当該届出を受理したことを通知するものとする。

(通称名の使用)

第5条 届出その他この要綱に基づく手続において、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称名」という。)の使用を希望し、町長が認める場合は、戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

(事前調整)

第6条 届出者は、あらかじめ当該パートナーシップの届出をしようとする日時、場所その他の必要な事項について町長と調整するものとする。

(町への転入の届出)

第7条 第3条第2号イに該当する届出者は、原則として第4条による届出の日から3箇月以内に、町への転入を証する住民票の写しを町長に提出するものとする。

(受理証明書等の交付)

第8条 町長は、第4条による届出があったときは、その内容を審査し、第3条に規定する要件を満たしていると認めたときは、当該届出者に対し、玉村町パートナーシップ届出受理証明書(様式第3号)及び玉村町パートナーシップ届出受理証明カード(様式第4号)(以下これらを「受理証明書等」という。)を交付するものとする。ただし、届出者が第3条第2号イに該当するときは、受理証明書等に代えて、玉村町パートナーシップ届出受付票(様式第5号。以下「受付票」という。)を交付し、前条の規定による住民票の写しの提出後に、受理証明書等を交付するものとする。

2 届出者が、第5条の規定により通称名を使用したときは、戸籍上の氏名を特記事項欄に記載するものとする。

(受理証明書等の再交付)

第9条 前条の規定により受理証明書等の交付を受けた者は、紛失、毀損その他の事情により受理証明書等の再交付を希望するときは、第13条の規定により届出書が保存されている場合に限り、玉村町パートナーシップ届出受理証明書等再交付申請書(様式第6号)により、その再交付を申請することができる。

2 第4条第5項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(届出事項の変更)

第10条 受理証明書等の交付を受けた者は、届出をした事項に変更があった場合(第11条の規定により返還する場合を除く。)は、玉村町パートナーシップ届出事項変更届(様式第7号)に変更内容が確認できる書類及び受理証明書等を添えて、町長に提出しなければならない。

2 第4条第5項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

3 町長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づき受理証明書等を交付するものとする。

(受理証明書等の返還)

第11条 受理証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、玉村町パートナーシップ届出受理証明書等返還届(様式第8号)に受理証明書等を添えて提出し、町長に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が町内に住所を有しなくなったとき(一時的な場合を除く。)
- (3) 第3条第3号又は第4号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) パートナーが死亡したとき。
- (5) 届出書に係る届出者の双方が当該届出の取下げを希望するとき。

2 第4条第5項及び第6項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

3 返還届の提出は、町長が指定する場所において、又は簡易書留などの配送履歴及び受取状況が確認できる郵送方法により行うものとする。

(無効となる届出)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出を無効とし、受理証明書等の返還を求めるものとする。

- (1) 届出の内容に虚偽があったとき。
- (2) 届出者が受理証明書等を不正に使用又は改ざんしたとき。

2 届出者は、前項の規定により返還を求められたときは、遅滞なく受理証明書等を町長に返還するものとする。

3 町長は、第1項の規定により無効とした届出に係る受理証明書の交付番号(受理証明書ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(届出書の保存等)

第13条 町長は、届出書を玉村町文書管理規程(平成15年規程第2号)に基づき長期保存するものとする。ただし、第11条の届出があったときは、当該届出書を破棄するものとする。

(個人情報の適切な取扱い)

第14条 町長は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保

護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理及び保管するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの届出の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。